

# 改正相続法制の内容について（その5）

令和5年7月28日

弁護士 関戸一考

## 1. はじめに

今回の5回目は、相続の効力等に関する見直しと、遺言執行者の権限を解説します。

## 2. 相続の効力等に関する見直しについて

### （1）見直しの内容

それは、「相続させる旨の遺言」について「対抗要件主義」を採用したことです。対抗要件主義とは、対抗要件を具備した時の先後で、対立する権利の優劣を決する考え方をいいます。その内容は次のとおりです。

（改正民法899条の2第1項の内容）

相続による権利の承継は、法定相続分を超える部分については登記・登録、その他の対抗要件を備えなければ第三者に対抗できない、とするものです。

### （2）見直しの理由

ア 従前、「相続させる旨の遺言（これを「特定財産承継遺言」と呼びます）」による権利の承継は、遺産分割や遺贈の場合と異なり、「登記等がなくとも第三者に対抗できる」とするのが、最高裁判例（平成14年6月10日）でした。

しかし、それでは「遺言の有無及び内容」を全く知らない相続債権者などの第三者の利益が不当に害される恐れがあるため、特定財産承継遺言による法定相続分を超える部分を第三者に対抗するためには、遺産分割や遺贈と同様に、対抗要件の具備が必要とされたのです。

イ ところで、承継された権利が「債権の場合」には、「債権者からの通知又は債務者の承諾」が民法上は対抗要件とされていますが、その際の特則が定められました。その内容を示します。

(改正民法899条の2第2項の内容)

取得した権利が「債権である場合」、法定相続分を超えて、当該債権を承継した共同相続人が「遺言の内容」や遺産分割により債権を承継した場合には「遺産分割の内容」を、明らかにして債務者に「その承継を通知」したときは、共同相続人全員が債務者に通知したものとみなして、前項の規定（対抗要件を必要とする旨の規定）を適用する、というものです。

### **(3) 債権の特則が定められた理由**

従前の規定では、取得した権利が債権の場合、対抗要件として認められている「債権者からの通知」は、共同相続人全員である必要がありました。ところが、必ずしも全員であることができないこともあるため、「受益相続人が単独で通知」できるようにしたものです。

但し、通知の際には、「遺言の内容」や「遺産分割の内容」を「明らかにすること」が要求されています。

しかしながら、その内容を債務者ではなく第三者に対抗するためには、「確定日付のある証書」（通常は内容証明郵便を利用することが多い）によることが必要となります（これは民法上の原則です）。そのため、「相続人の債権者」や「被相続人の債務者」は、受益相続人が対抗要件を具備するまでは、法定相続分を前提として権利行使・義務履行をすれば足りるということになります。

## **3. 遺言執行者の権限の明確化**

### **(1) 遺言執行者の任務開始に伴う通知内容（改正民法1007条2項）**

遺言執行者は、任務開始に伴い、遅滞なく「遺言内容」を相続人に通知することとされています。

### **(2) 遺言執行者の権利義務（改正民法1012条）**

ア 遺言執行者の権限は、「遺言の内容を実現するために必要な行為をする権利義務」と明記されました（同条1項）。

イ 「遺贈の履行」は、遺言執行者のみが行うことが確認されました(同条2項)。

### **(3) 遺言執行の妨害行為の禁止規定(改正民法1013条1項・2項・3項)**

ア 相続人による財産処分などの遺言執行に対する妨害行為は禁止され(同条1項)、違反してなされた行為は無効とされつつも(同条2項)、善意の第三者には対抗できないとされました(同条2項但書)。

イ それに対し、相続人の債権者等の権利行使(例えば差押えなど)は、妨害行為として無効とはならず(同条3項)、対抗問題とされています。

### **(4) 特定財産に関する遺言の執行(改正民法1014条2項・3項)**

ア 特定財産承継遺言があったときは、遺言執行者は改正民法899条の2第1項(法定相続分を超える部分の対抗要件を定めた規定)に必要な行為をすることができると定められています(同条2項)。

イ それが預貯金債権である場合には、「対抗要件の具備」の外「払い戻し請求」や「解約の申入れ」もできる、とされました(但し、解約申し入れは、その全部が当該遺言の対象となっている時に限られます)。

### **(5) 遺言執行者の行為の効果(改正民法1015条)**

遺言執行者が「遺言執行者であることを示してした行為」は相続人に対し、「直接その効力が生ずる」とされました。これにより、不動産登記実務上も遺言執行者が単独で「相続による権利の移転登記申請」ができるようになりました。

### **(6) 遺言執行者の復任権(改正民法1016条)**

ア 遺言執行者は原則として、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができます(同条1項)。

イ しかし、「やむを得ない事由」によって第三者に行わせるときには、相続人に対し、その選任監督についてのみ責任を負うこととされました(同条第2項)。

## **4. まとめにかえて**

今回の相続法制の改正は、国民に直接かかわる内容がかなり含まれています。相

続問題にかかわることが多い弁護士や税理士がその内容を正確に理解しておかないと、思わぬ過誤を引き起こさないとも限りません。そのため改正の基本的な方向性を頭に入れながら、直接改正条文や法文の内容を確認していただきたいと願っています。

(以上)